

学校教育相談における非行への対応と予防

荻野佳代子

1. はじめに

学校教育相談の対象となる問題行動・不適応行動には、不登校、非行、校内暴力、いじめなどがある。最近では大津のいじめ事件に代表されるように、学校における子どもたちの問題行動が依然深刻であることが示されると同時に、学校の対応についてもさまざまな問題提起がなされている。

本論では、上記の問題行動のうち非行について取り上げ、その現状と学校教育相談における対応について概観する。非行の問題は後述するように、最近では1998年ごろに残酷な少年犯罪が相次いだことから関心が高まった。その後も少年の暴力事件の件数は高い水準にあるものの、少なくとも学校教育相談の視点からは比較的研究が少ないように思われる。例えば国立国会図書館雑誌記事索引において「学校教育相談」と「不登校」のキーワードで検索すると268件、「いじめ」では158件の文献が見つかるのに対し「非行」は28件にとどまっている。その背景には、非行の対応には心理的な援助よりもまず法的な処遇が問題となること、最近では学校教育相談の関心が発達障害への支援により多く向いているとされること、統計的な件数としては不登校などより少ないこと（単純に件数で比較できるものではないが）などが関係するかもしれない。しかし児童生徒の「心」のありようの表れとして非行をとらえるならば学校教育相談の役割は改めて重要なものといえる。後述す

るが、非行に対する学校の姿勢がその後の子どもたちの発達や行動の変化に深く関わっているという指摘もある。

なお、学校教育相談における非行の定義にはいじめを含むことが多いが、いじめは学校内での人間関係のダイナミクスなど単独で取り扱うべき重要な事項を多く含むため別稿に譲ることとする。ここでは広義にはいじめを含みつつ狭義には暴力行為などを中心とした非行問題を扱うこととする。

2. 非行とは

(1) 非行とは

少年法では、①14歳以上20歳未満の犯罪少年、②14歳未満の触法少年、③20歳未満のぐ犯少年の3つを非行少年としている。①は家庭裁判所で審判に付され、保護処分（保護観察）やなかには刑事処分（少年院送致）をうけたり、児童自立支援施設等の送致となる（ただし実際に処分を受けるのは2割弱であり、不処分または書類の送付のみの審判不開始となることが多い）。また②14歳未満は刑事責任を問うことができず、児童相談所に通告されるが、必要に応じて家庭裁判所に送られる。③は家出、深夜徘徊など犯罪行為は犯していないものの、家・保護者のもとに帰らなかったり犯罪性のあるような人・場所に関わり、放置すれば犯罪行為に発展する恐れのあるものをいう。

しかし、生徒指導上は法律上の非行に限ら

ず、学校や集団でのルールに背くといった非行的態度も含めて非行とすることが多い(前田,1999)。例えば中学生を中心として①暴力行為(生徒間,対人,対教師等),②器物破損,③いじめ(含むネット上のいじめ),④ネット上のトラブル,⑤窃盗・万引き等,⑥家出・プチ家出,⑦性非行および性犯罪被害,⑧薬物乱用,⑨自殺(含む未遂)などがあげられる。

(2) 非行の現状

少年非行には戦後から4回のピークがあるといわれている(樺沢,2003)。第1のピークは戦後すぐの1951年で、このころには生活に困った結果窃盗や横領をする犯罪が多かった。第2のピークは1964年で、東京オリンピックが開催されるなど高度経済成長期の経済至上主義の風潮のなかで「力」による要求が強くなり、暴走族や不良グループの活動が出現した。その後1985年の第3のピークでは、校内暴力や家庭内暴力が増え、いじめによる自殺者が頻発するなど、弱者への攻撃によってストレスを発散する非行が増えた時期といわれる。そして第4のピークは1998年で、神戸で発生した「酒鬼薔薇少年」事件が特徴的である。このほか例えば中学生が教師をナイフで刺殺するなど凶悪な犯罪が続発した。そしていわゆる「普通」の子どもが、突然「キレ」て、衝動的かつ重大な犯行を犯すようになったことに注目が集まった。

「少年非行は社会を写す鏡」と言われるように、非行の様相は常にその時代や社会のあり方と深く関わるとされる。最近では非行の『一般化』(以前は貧困家庭出身者が多いとされたが、家庭状況などから見て特に問題のない生徒が多い),『低年齢化』(14歳未満少年の凶悪な事件が続いたことが2007年の少年法改正の契機となった),『遊び型』(内容は万引きなどの窃盗が多いが、動機がスリルを楽しむ、友人との連帯感を味わうためといったもので、「面白そう」など遊び感覚・ゲーム感覚で行われ罪の意識が薄い),『短絡的』(例え凶悪な犯行であっても「む

かついたから」といった単純な動機で逡巡することなくいきなり行動に移す)などの特徴があげられる(前田,1999)。さらに非行の現状を考えるうえでインターネットや携帯電話の普及に伴い、問題がより複雑で見えにくくなっていることにも注意が必要であろう。

非行の現在の状況を見てみると、例えば文部科学省(2012)は児童生徒による学校内外における暴力行為について調査結果を示している。2011年度は約5万6千件で、過去最高の件数となった2009年度から連続して減少傾向にあるものの依然高い水準といえる。これは児童生徒1000人あたりの発生件数は4.0件、全学校の約24%で発生していることとなり、またこのうち中学校での発生が多く約7割を占めている。特に加害生徒数が最も多いのが中学2年生となっている一方、全体の割合としては小さいものの小学校での増加率が高いことが懸念されている。暴力行為のうち最も多いのが生徒間暴力で約57%を占め、次いで器物損壊約23%,対教師暴力約15%と続いている。

(3) 暴力行為の背景と対応

文部科学省(2001)は最近の暴力行為の背景として以下の点を指摘している。

- ①社会性や対人関係能力が十分身につけていない児童生徒の状況
- ②基本的な生活習慣や倫理観等が十分身につけていない家庭の状況
- ③生徒指導体制が十分機能していない学校の状況
- ④大人の規範意識の低下や子どもを取り巻く環境の悪化が進む社会全体の状況

すなわち家庭・学校・社会全体の問題として多面的にとらえ対策を講じる必要性を示した。さらに児童生徒の問題行動の兆候を適切にとらえることを含めて、「心」の問題に目を向けることの重要性を強調している。よって子ども一人一人の心の問題に対する理解を深めること、そして学校、地域、専門機関が連携をして組織

的に対応をすることが必要といえる。

さらに文部科学省（2011）では、暴力行為への効果的な対応のあり方について報告をまとめ指針を示している。そこでは、学校を落ち着いた学習環境に改善することが暴力行為への対応のみならず不登校やいじめといった様々な問題行動の改善にも通じるものとして、具体的な取り組みが示されている。

まず、基本的な姿勢としては、暴力行為を起こした児童生徒には毅然とした姿勢で指導に臨む一方、個別の事情や発達上の課題など児童生徒の背景を十分配慮することが必要としている。そのために、校内の体制を整備し、日頃から学校全体として学校教育相談に関する理解を深めるとともに、教師と児童生徒および児童生徒間の良好な人間関係づくりに取り組む必要があるのである。

以上より、非行に対する学校の対応において、①個々の子どもを理解する視点から、発達段階やパーソナリティ等における特徴および支援のあり方、②予防も含めた学校での組織的な対応のあり方、の2点を中心にまとめることとする。

3. 子ども理解に向けて

(1) 発達段階を踏まえた対応

同じ非行行動であっても、その理解や対応にはその子どもの発達段階を踏まえることが前提となる（浅野,2009）。まず幼児期は社会のルールを模倣により身に着ける時期である。この時期に大人が子どもにルールを教えたり、ルールを学ぶ環境を整えることが必要であり、この時期に非行的な行動をとってもそれを本人に帰することはまだできない。

就学後小学校低学年では、知的にはルールを理解するようになる。しかし、例えば「盗み」にはいくつかの理由が考えられるがいずれも子どもの環境や教育を見直す必要があるものである。一つは物質的不足によるもので、この場合

には家庭での経済的その他養育環境を問題とする必要がある。次には精神的不充足感によるもので、親にかまってもらいたい、友達から疎外されているということが背景にあり、その不充足感を大人が理解することが必要となる。そしてルール学習ができていない場合には、幼児期での対応同様に周囲の大人が根気強く教えていくことが大切である。

小学校中学年を境に子どもの認知・行動は大きく変わり、それが高学年以降の非行につながる可能性があるため注意が必要である。非行にもその子どもの自我が関係するため、自分の行動に対する責任すなわちなぜその行動を行ったか、それをしなくても済むよう自分で考え、実際にその行動をしない生活を続けること、そして自分の行動に被害・迷惑を受けた人に謝罪・弁償することまでをしっかりと果たすことが大切である。そして周囲の大人にはそのサポートをすることが求められる。

その後、中学生において暴力行為等の問題行動が多発することから、思春期の理解と対応は不可欠である。思春期においては自我の意識が高まり、これまで親・教師から無批判に受け入れていた価値観が崩れ批判的になる一方、自らの行動基準は確立しておらず、理想と現実の間を揺れ動き時に衝動的な行動に走ることがある。また他者関係も不安定となり、不安や劣等感にとられることも多い。こうしたなか、第一反抗期と暴力の関係は強く、第一反抗期に適切な欲求不満耐性や自律性を身に着けていないと第二反抗期での反抗的な傾向が強まるという指摘もある（樺沢,2001）。よって各発達段階においてその時点での特徴を踏まえて支援をするだけでなく、本人の成育歴やより長い経過を踏まえたうえで、長期的継続的に支援することが求められているといえる。

(2) 非行少年の心理的特徴

清水・樺沢（2000）は、非行の背景を子どもたちの生活環境との関連で整理している。学

校生活においては適応が困難で充実感を持ってない状態にあることが多く、家庭では親の過保護過干渉により自己コントロール力や他人との協調性が育っていない、あるいは親子の意思疎通が乏しい状況にある子どもが多い。さらに地域とのつながりも弱くなっているとしている。そうした背景を持つ非行少年の一般的特徴として、規範意識に乏しい、多くは精神障害や性格のゆがみはない、自己評価が低い、ストレスを感じていない、大人に対する不信感が強い、などの点が指摘されている(樺沢,2003)。これらの特徴から、問題意識や改善の意欲づけが困難で対応に苦慮する傾向が強いと考えられる。

(3) 発達障害との関連

発達障害は、障害そのものではなく、その特徴を理解されない結果すなわち二次的障害として逸脱行動ひいては非行につながるものが懸念されており、関係者は十分に理解しておく必要がある。例えばDBD (Disruptive Behavior Disorders:破壊的行動障害) マーチ、すなわち注意欠陥多動性障害 (ADHD) の子どもが反抗挑戦性障害になり、さらに行為障害となる可能性があることが指摘されている。これはADHDの子どもが自分の行動を理解されず、親や教師から叱責されたり罰を与えられることを多く経験するうちに反発を強めたものとされる。

村瀬 (2011) は、小学校の逸脱行動の段階から適切な支援を行うことが非行を予防すると指摘している。しかし小学校の段階では「気になる行動」のとらえ方が教師によって異なり、問題行動を問題として取り上げなかったり、家庭の教育力の問題として「仕方ない」と収めることも多いという。診断の有無に関わらず、小学校からその特性に気づかれ早期から教育的配慮がされてきた児童はその後大きな問題行動に至らないことが多いという。とりわけ特別支援の視点からは子どもの「やればできるのにやらない」、「何度言っても直さない」といった点

をその子どもの教育ニーズとみなし継続的に支援・指導することが重要である。

例えばLD,ADHDの子どもへの援助の原則は「認めること、ほめること」、「認知特性を利用すること」、「目標が明確でゴールが見えやすいこと」、「楽しいこと」であるといわれる(塩田,2004)。一方、文科省報告書には問題行動への「毅然とした姿勢」の必要性が示されているが、それが厳しいあるいは一時的な指導のみに帰結させることには注意が必要である。その子どもの行動の改善および発達を見据えた指導がなされることが大切であろう。

(4) 支援に向けて：カウンセリングにおける留意点

非行少年を対象としたカウンセリングの特徴や留意点について、角田 (2001) は、以下の点を挙げている。

- ①抵抗の克服…まず非行少年はカウンセリングへの動機づけが乏しい。先述のように自ら悩まない、また大人への不信感が強いといった特徴により、面接は指導・処分として受け止められやすく中断もしやすい。よってその抵抗を克服することが必要である。
- ②面接の枠組みや目的の説明…非行問題は各機関で情報の共有が不可欠であるため守秘義務にも限界があることが多い。しかし、面接の目的を説明し、また話した内容がどのように報告されるかを本人に告げることが必要である。
- ③できるだけ良いところを見つけて指摘し続ける…できるだけポジティブなフィードバックをすることで自尊感情を高め、面接を継続することにつながる。
- ④具体的に客観的事実から聞いていく…非行少年は感情の言語化が苦手な場合が多く、話しやすい事実から聞き、その上で感情や思考を聴く方が良い。
- ⑤犯罪を否定する表現を示す…非行少年は他人の反社会的な特徴を探ることによって自分の

行動を正当化する傾向がある。よってカウンセラーは一貫して高いモラルを示し、法律違反への言い訳や正当化を拒否する態度を示す必要がある。

一口に非行と言っても、非行の内容や子ども側の個人的要因あるいは環境要因などは様々であり、一概にその傾向をまとめたり論じたりすることは子どもをステレオタイプでとらえ個々の理解を妨げることに留意しなくてはならない。個々の子どもへの対応にあたってはこれまでの知見を踏まえつつ、先入観を排して目の前の一人の子どもを理解する姿勢が重要であることは言うまでもないであろう。

4. 学校での対応と組織体制

(1) 学校教育相談体制

学校教育相談体制の構築とは、単に組織を整備するだけでなく、その組織が有効に機能し、学校全体の教育相談への意識が高まる、すなわちカウンセリングマインドが学校全体に定着することが目的である。その体制として、以下の点に留意が必要である(有村,2004)。

- ①教育目標の達成をめざし、子どもの自己実現を援助する組織であること。
- ②校長を中心に、連絡・調整を行う委員会等が設置されること。
- ③その組織の役割と責任を明確にし、相互の連携を十分に図ること。
- ④教育相談の指導力向上に資する研修の機会を設けること。
- ⑤組織運営に関する評価を適切に行い実態に即した改善を行うこと。

そして実際の分掌組織としては教育相談主任を中心に教育相談部独立型、他の分掌への所属型(生徒指導部・進路指導部・保健部など)、教育相談委員会型などがある。

加えて実際の対応にあたっては、担任の役割が非常に重要となるが、これについて文部科学省(2011)では、①児童生徒理解、②学級に

おける人間関係づくり、③教育相談活動の充実、④規範意識の醸成、があげられている。すなわち日常的な活動や会話のなかで個々の児童生徒の考えや気持ちを理解し、悩みや不安に耳を傾けること。さらに、児童生徒間の人間関係を調整し、子どもたちが互いの気持ちを理解し一人一人が自己存在感を感じられる学級づくりをすることが大切である。加えて、発達障害、受験ストレス、愛着に課題を抱える児童生徒(虐待や虐待とは言えなくとも近親者から十分な愛情を得られない子どもなど)など、課題を抱える子どもに最も身近に接する立場として、早期に実態を把握し、関係者の連携を図るなど適切な対応をすることが求められている。

また生徒たちが学校生活において関わる各教科担任、生徒会担当、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラーなどは学級担任とは違った子どもの側面をみていることも多く、日常的に連絡を取り合い情報共有しつつ、一方で役割分担を明確にしながら連携することが重要となる。

さらに、保護者や外部との連携を積極的に行うことも必要である。それには学校として説明責任を果たすこと、すなわち問題の発生状況、対応の経緯、現在の状況、今後の見通し、学校の見解などを明確に示すことが前提となると考えられる。

(2) 外部機関、警察等との連携

連携先の外部機関として、非行の場合は警察や児童相談所、児童自立支援施設や家庭裁判所等との連携がある。また非行問題では、例えば近隣の学校の非行グループとの関係がある場合もあり、学校間の情報共有も重要である。

学校と警察が連携することにより、非行少年の補導や不良グループの解体等が可能となるが、それには日頃より警察署に設置された学校警察連絡協議会等を機能させることも有効である。ただし文部科学省(2002)は、この協議会が形骸化しているという指摘があることを踏

まえたうえて実効的な連携体制の強化を求めている。また指導の実際においては、例えば少年サポートセンター（県警察少年相談保護センター等）での少年相談を利用しながら保護者・担任と連携をしつつ、治療的援助を受けることなどができる。

(3) 対応のプロセスと非行への「考え方」

こうした体制を踏まえたうえて、実際に暴力行為が起きた場合には、以下のプロセスが考えられる。

- ①その事案に対する校内指導体制を確認する。
すなわち既存の体制で足りるのか、拡大したプロジェクトチームを作るのか検討を加えたうえて体制を確定する。
- ②事実の確認と原因・背景の把握：暴力行為を行った児童生徒を一方的に叱責するのではなく、教育的観点に立った理解が必要である。
- ③指導方針の決定：学校内、家庭、関係機関との連携を踏まえた指導方針を策定する。
- ④児童生徒への指導：ア、加害児童生徒に対しては、相手を傷つけたことを反省させ、自らが社会の決まりを守ろうとする態度を育てることが必要である。イ、被害児童生徒と保護者に対しては十分な心のケアを図るとともに、暴力行為防止に向けた対応策を伝達し信頼を回復しつつ連携を図る。ウ、周囲の児童生徒と保護者に対して、暴力を許さないという学校の姿勢を示しつつ児童生徒の安全を確保することを伝える必要がある。
- ⑤保護者・地域・関係機関との連携：必要に応じて、加害児童生徒の保護者とは課題意識の共有をしつつ児童生徒の指導への理解を得ること、周囲の児童生徒の保護者や地域に対しても問題の状況と指導についての説明が必要になることがある。

宗内（1993）は、非行問題に対する学校の考え方によって他機関（特に児童相談所）との連携のあり方、ひいては非行少年のその後の行動改善に大きく影響することを指摘している。

例えば「排除型」や「無視型」では、非行少年は周囲に悪影響を及ぼすものとして排除あるいは無視され、少年は学校の拒否的な態度によりますます非行性を高めていく傾向にある。あるいは「閉鎖型」は学校内で指導はするものの、非行少年に対し批判的であり極力その事実を外部に漏れないようにするため、他機関との連携も困難となる。一方で「依存型」のように問題の処理や指導を逃げ腰で他機関に一任するものもある。このような対応ではなく「受容型」、すなわち児童生徒の心情を理解し受容しつつ指導方針を検討することにより、学校全体として非行が少なくなり校内が落ち着きを取り戻すという。

実際には以上に挙げただけではなく様々な対応が必要になるであろうが、大切なことは、事件をめぐって加害児童生徒、被害児童生徒、周囲の児童生徒と立場の異なる子どもたちそれぞれの視点で必要な対応と支援を行うことといえよう。

5. 予防について

最後に、学校での対応について「予防」の視点から整理する。少年非行に関連する多くの機関のなかでも「予防」に最も大きな役割を果たすのは学校と考えられるからである。

押切（2001）は非行予防のためのポイントを整理している。

- ①「居場所」の必要性…非行少年は、家庭や学校、職場で居場所がないことが多い。ここでの居場所とは「自分の存在を認めてもらえる場所」である。家では家族に非難されたり邪魔にされる、学校では勉強やスポーツで認められない等である。こうした少年が非行的な集団に自分なりの居場所を見出すことも多い。
- ②「むなしさ」の克服…「むなしさ」とは、自分が必要とされていると感じられないことを言う。自分を必要とする人やなすべきことが

あることが、意欲や自他を大切にす気持ちの根源となるのである。これには大人からの働きかけも重要である。

- ③適度にポジティブな自己イメージ…過剰ではなく適度に自信を持つこと、すなわち「自尊心」を育成することと同義であろう。非行少年は「どうせ自分は・・・」と否定的な言葉を良く語るが、通学や就労を続け、それを周囲の人から認められるといった継続的な成功体験が必要である。
- ④表現する力と聴く力…非行少年に特徴的なのは表現力の乏しさといわれる。自分の感情を言語化し、また適切に自己主張をするスキルを養うことが求められている。その点では自己主張訓練なども重要である。一方他人の話を聴く力も人間関係を作る基礎となるのであり、コミュニケーションを学ぶ場として学校が果たす役割は大きい。
- ⑤行動をある程度規制したり導く、親はじめ周囲の大人が存在…表面的に『理解のある』態度で実は責任を回避するのではなく、例えば悪いことをしたときには、本気で叱る親や大人が存在が重要である。
- ⑥親からの虐待へのサポート…非行少年の4割以上が親からの虐待を経験しているとも言われている。非行予防の観点からも虐待を防ぐよう親も含めてサポートをしていく必要がある。

これらは非行少年の特徴を裏返したものであることもできるが、非行に限らず子どもたちの問題行動・不適応の予防に通じるものと思われる。

小林（2008）はCaplan（1964）の疾病予防モデルをもとに学校での非行対応を整理している。

第一次予防とは、問題発生そのものの予防であり、特定の個人よりは学校全体を対象として非行の未然防止を図るものである。先述の予防に向けた6点はこれに当てはまるであろう。さらに、例えば受験などストレス事態への対処と

してストレスマネジメント教育やソーシャルスキルトレーニング、さらに対人関係能力の育成に向けてグループエンカウンターやライフスキルトレーニングなどの心理教育、および非行防止教育プログラムなどの重要性が指摘されている（文部科学省,2011）。

なおこうした非行防止教育として、地域活動の有効性も指摘されている。例えばボランティアやスポーツ活動などを通じて規範意識や自尊心などの育成を目指す活動、あるいは繁華街での補導活動など犯罪を予防する活動などがある。例えば小林（2008）はその有効性について、因果モデルを示している。まず住民リーダーと警察やそのほかの機関が働きかけることにより住民の「地域の問題解決能力に対する評価」や「地域に対する自己効力感」が高まる。そしてそのことが「住民のボランティアの活動水準」を上げる。これによりさらに「青少年に対する一般住民の働きかけ」が高まり、結果的に「少年非行の発生水準を低める」というものである。このように少年非行の予防プロセスを実証的に示した意義は大きく重要な知見といえる。

次に第二次予防とは早期発見・早期対応であり、非行にまでは至らないものの不良的な行為が見られる子どもが対象となる。まず学校は、日常の学校生活における観察やアンケート調査、心理検査等を活用して児童生徒の情報を把握し、「心のサイン」すなわち「予兆」を読み取ることができるような体制を整える必要がある。そして問題発生時に早期に対応できるよう前述の校内指導体制を常に確認しておくことが重要である。

第三次予防はすでに重大な問題が起きている人に対する対応であり、非行の場合には、非行を行った少年の更生、立ち直りを目的とした活動である。また、この段階で適切な時機に適切な対応を行うことが、さらなる問題の予防へと循環的に影響するものと考えられる。

以上、本論では非行について学校教育相談の

視点から個人への支援と学校の組織体制に焦点をあてその対応を整理してきた。そのなかで今回浮彫りになり、かつ今後検討を深めたいのは以下の3点である。1点目は、非行は時代や社会の変化に伴ってその様相が変化するという点である。よってこれに対応する学校も「今」の子どもたちのあり様を理解し柔軟に支援体制をとることが求められているといえる。また、2点目は多角的な視点の重要性である。先述の通り「誰(加害・被害児童生徒・)」を支援・教育するのか、Caplan(1964)のモデルによる「どの段階」の支援なのか、様々な角度から検討し整理しておく必要がある。3点目は非行特有の支援と非行に限らず求められる支援である。少年法や処遇など非行対応に求められる専門知識を理解しておく必要がある。一方、子どもが学校において、自分が理解され受け入れられていると感じながら、自分を適切に表現し他者とつながる力を養うことなど、非行防止の視点のみならず子どものより良い発達に欠かせないものもある。その双方の視点から支援体制を整えることも重要といえる。最後に、本論では事例については取り上げられなかったが、今回整理した視点をもとに具体的な事例を分析することを今後の課題としたい。

文献

浅野恭子(2009) 非行問題 藤森和美編著 学校安全と子どもの心の危機管理 誠信書房 pp.103-115.

有村久春(2004) 生徒指導・教育相談を進める組織体制づくり一有村久春編 学校の研修ガイドブックNo.2「生徒指導・教育相談」研修一教育開発研究所pp218-221.

Caplan,G.(1964) Principles of preventive Psychiatry. New York: Basic Books.

樺沢徹二(2001) 校内暴力の実態と対応 一松原達哉編 スクールカウンセリングの実践技術No.5「暴力・非行」指導の手引き一教

育開発研究所pp.46-59.

樺沢徹二(2003) 学校カウンセリングの考え方・進め方 金子書房

小林寿一(2008) 少年非行の行動科学一学際的アプローチと実践への応用 北大路書房

前田基成(1999) 非行と反社会的行動 前田基成・沢宮容子・庄司一子 生徒指導と学校カウンセリングの心理学 八千代出版 pp.105-122.

文部科学省(2001) 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告(概要) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/renkei/booklet/010.pdf

文部科学省(2002) 学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20020527002/t20020527002.html

文部科学省(2011) 暴力行為のない学校づくりについて(報告書) 暴力行為のない学校づくり研究会 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/079/houkou/1310369.htm

文部科学省(2012) 平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/_icsFiles/afifieldfile/2012/09/11/1325751_01.pdf

宗内敦(1993) 非行・暴力についての相談 松原達哉総合企画 実践教育相談シリーズ7 ぎょうせい

村瀬浩子(2011) 発達障害と非行につながる逸脱行動一小・中学校に求められること一(第19回大会特集 通常学級における特別ニーズをもつ子どもの支援一子どもの学びを保障する連携一) LD研究20(1) ,pp.32-46.

押切久遠(2001) クラスでできる非行予防エクササイズ一子どもたちの公開しない人生のために一國分康孝監修「こころの教育」実践

シリーズ1 図書文化

清水勇・樺沢徹二(2000) 教師の力量を高める生徒指導・学校カウンセリングワークブック 学事出版

塩田有子(2004) 子どものつまずきに気づきニーズに合った対応を ―有村久春編 学校の研修ガイドブックNo.2「生徒指導・教育相談」研修―教育開発研究所pp218-221.

角田亮(2001) 非行少年のカウンセリング 「暴力・非行」指導の手引き―松原達哉編 スクールカウンセリングの実践技術No.5―教育開発研究所pp.162-172.

謝辞：本論文の執筆にあたり、本学元特任教授 岩澤啓子先生から貴重な助言をいただきました。記して御礼申し上げます。